

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目	次	ページ
---	---	-----

規	則	
○支庁長事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	1

規	則
---	---

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第46号

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則

支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

総合振興局長等事務委任規則

本則中「は、支庁長」を「は、総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改める。

総務部の項1の事項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

総合政策部の項2の事項(4)ただし書中「支庁」を「総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）」に改める。

環境生活部の項中「第10条第1項」を「第16条第1項」に改める。

保健福祉部の項1の事項を次のように改める。

1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく次に掲げること。ただし、2以上の総合振興局等の所管区域にわたるものを除く。

(1) 同法第106条第1項の規定による事業及び財産の状況の報告又は検査に関すること。

(2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第43条の規定による事業状況の報告の受理に関すること。

保健福祉部の項9の事項から11の事項までを次のように改める。

9 民生委員の職務に関する指揮監督に関すること。

10 民生委員の指導訓練に関すること。

11 民生委員協議会を組織する区域の決定に関すること。

経済部の項1の事項(2)ただし書、(4)ただし書及び(5)ただし書中「2支庁以上」を「2以上の総合振興局等」に改め、同事項(15)ただし書及び(16)ただし書中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同項4の事項中「支庁の」を「総合振興局等の」に、「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

農政部の項21の事項ただし書及び28の事項ただし書中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

水産林務部の項1の事項ただし書及び3の事項(7)から(9)までの規定中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項6の事項中「及び北海道立津別21世紀の森並びに」を「、北海道立津別21世紀の森、北海道立道民の森及び」に、「後志支庁、上川支庁及び網走支庁」を「後志総合振興局、上川総合振興局、石狩振興局及びオホーツク総合振興局」に改める。

建設部の項1の事項(1)ただし書中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 保健福祉事務所長事務委任規則（平成16年北海道規則第92号）は、廃止する。

